



高知県北川村役場  
広報

# またがわ

6

No. 550

Jun 2012



5月9日 北川小学校6年生 向学の道ウォーキング 烏ヶ森にて

## Contents

学校通信	2
ジルベール・ヴァエ夫妻来村	3
議会だより	5~9
中岡慎太郎先生顕彰会だより	10
モネの庭からのお知らせ	11
職員の給与の公表	12~15
保健だより	19

## 北川村の人口・世帯数

平成24年4月30日現在 ( )は前月比

人口	1,432人 (±0)
男	670人 (+3)
女	762人 (-3)
世帯数	652戸 (+3)
昨年同期の総人口	1,460人 世帯数652戸





小学校



## 1 モネの庭へ遠足

4月20日(金)、運動場でレクリエーションの後、6年生が1年生の手を引いてモネの庭へ。子どもの森で遊んだ後は、楽しくお弁当をいただきました。

## 2 参観日

4月30日(月)、新学年になって初めての参観日が行われました。保護者の見守る中、児童が授業に取り組んでいました。



# 学校

# 通信

School communication



中学校



## 3 2年生関西方面へ修学旅行

4月17日(火)~20日(金)、2年生が、修学旅行で関西方面を訪れました。法隆寺などの寺院の見学や鹿とのふれあい、また、ミュージカル鑑賞やUSJ、海遊館では楽しいひとときを過ごしました。

## 4 ヴァエさん夫妻来校、講演会がありました

5月10日(木)、フランス「モネの庭」の顧問であるジルベール・ヴァエさん、ジャクリーヌ夫人が中学校に来校されました。授業や学校施設の見学の後講演会が行われ、生徒からの質問に答えていました。

# ジルベール・ヴァエ夫妻が来村されました

フランス「モネの庭」の庭園責任者を35年務められた、同園顧問のジルベール・ヴァエさんとジャクリーヌ夫人が来村されました。

高知市「かるぽーと」での庭園復元までの講演や、北川中学校、デイサービスへの訪問、北川村「モネの庭」での交流会等村内外の多くの方と交流されました。



「かるぽーと」での講演



「モネの庭」での交流会



北川中学校訪問



デイサービス訪問



平成 24 年度

# 予算総額は 20 億 2,280 万 2 千円

## 24 年度各会計当初予算額

会計名	予算額	前年度比較
一般会計	16億7,071万9千円	8.4%減
代替輸送特別会計	2,221万5千円	12.7%増
国民健康保険特別会計	2億8,017万5千円	0.7%増
簡易水道特別会計	1,742万2千円	9.3%増
介護サービス特別会計	343万3千円	91.4%減
後期高齢者医療特別会計	2,883万8千円	1.7%増
合計	20億2,280万2千円	8.3%減

平成24年3月議会が、3月7日から9日までの3日間開かれました。この会期中に平成24年度の一般会計、特別会計を合わせて20億2,280万2千円の予算が提案され、慎重に審議した結果、すべて原案通り可決成立しました。

一般会計総予算16億7,071万9千円のうち、皆さんから納付していただく村税は1億9,883万7千円で、これを3月31日現在の人口（1,432人）で割ると一人当たりの負担額は13万8,853円となります。

また、村民一人当たりを使う費用は116万6,703円となります。

## 一般会計の主な事業（16億7,071万9千円）

<b>企画・統計</b> 16.3%	地籍調査費 1億6,478万円	産業振興推進 ふるさと雇用 事業 5,463万円	電源立地地域 対策交付金事 業 1,600万円	情報通信基盤 事業 2,277万円		
<b>商工・観光</b> 0.9%	商工会補助金 138万円	モネの庭維持 費等 546万円	観光協会補助 金 100万円	観光施設等整 備工事 370万円		
<b>消防</b> 5.4%	中芸広域連合 負担金 5,776万円	住宅耐震化促 進事業 1,433万円	家具転倒防止 等対策事業 55万円	ヘリポート舗 装工事 756万円	衛星携帯電話 屋外アンテナ 設置工事 424万円	
<b>教育</b> 7.7%	スクールバス 運行費 340万円	奨学資金貸付 624万円	学カステップ アップ事業 278万円	非常勤講師派 遣事業 908万円	中岡慎太郎館 運営事業 1,429万円	小中学校校舎 飛散防止フィ ルム等設置工 事 161万円
<b>建設</b> 7.6%	社会資本整備 総合交付金事 業（落合宗ノ 上線改良等） 8,113万円	羽毛五人組線 測量設計委託 料 1,000万円	県営事業県道 改良工事負担 金 249万円			
<b>農林業</b> 4.6%	こうち農業確 立総合支援事 業 500万円	農産物輸出事 業 146万円	緊急間伐総合 支援事業 187万円	林道島日浦線 新設工事負担 金 720万円	奈半利川あゆ を守る森整備 負担金 1,275万円	鳥獣被害緊急 対策事業 329万円
<b>健康・福祉</b> 24.7%	北川村あつた かふれあいセ ンター整備促 進事業 1,403万円	児童医療費 330万円 社会福祉協議 会補助 584万円	後期高齢者医 療負担金 3,702万円 児童手当 1,851万円	保育所運営費 6,237万円 ごみ・し尿処理 費 6,622万円	中芸広域負担 金（火葬場） 231万円 中芸広域連合 負担金（介護） 3,565万円	中芸広域連合 負担金（保健 福祉） 2,909万円
<b>その他</b> 32.8%	借入金返済 2億1,730万円	議会費 4,480万円	選挙費 257万円	戸籍住民基本 台帳費 860万円		

# 議 会 だ よ り

発行責任者  
議長 浜渦 康雄

平成24年

## 3月議会定例会

平成24年3月議会定例会は、3月7日に開会し、予算議案では、一般会計補正予算及び特別会計補正予算計4件、字の変更について1件、条例改正7件、一般会計当初予算及び特別会計当初予算6件、規約の変更等を含め21件の議案が審議されました。

9日には、一般質問を1氏が行い閉会しました。

### ：行政報告：



大寺村長

まず、災害復旧につきまして、村が実施主体となる工事及び高知県工事には既に着手し、順調に進捗しています。国（国土交通省、林野庁）直轄工事につきましては、何度かの協議を終え、現在、用地測量等を進めていると伺っています。また、国直轄工事事務所を村内に構えることとなり、村としてもその準備に協力している

とです。

北川村地域防災計画は、先月、改めて県へ報告いたしました。今後、地域の皆様のご意見も伺いながら、さらに本計画の見直しを実施したいと考えています。それに加え、災害時の行動規範となる防災対策マニュアルの作成に向け、現在検討を開始するなど、例年の洪水に対する水防対策だけでなく、東南海、南海地震対策を追加し、防災・災害時活動を効果的に対応できるように取り組んでおります。東部自動車道は、平成24年度末に香南インターまで、25年度末までには野市インターまで開通する予定であります。芸西西インターから安芸西インターは、現在、事業着手され測量が行われています。また、阿南安芸自動車道・安芸道路は平成24年度予算で事業化される見込みです。さらに、「命の道」8の字ルートの一部となります国道493号線、特に東洋北川道路は長大な橋梁やトンネルが予想される難所ですが、この区間の整備を国道493号線整備促進期成同盟会長として、多方面からの協力を得ながら訴えてきましたところ、その活動が実を結び調査区間における調査実施のめどが立ちました。高知県、国土交通省、国会議員の皆様のご支援に感謝いたしますとともに、さらに整備区間へと昇格できるよう努めてまいります。

次に、ここ3年程続いた国の経済対策などによる基金・交付金事業等が本年度で終了いたします。これらの事業については、これまでも報告してまいりましたとおり、ゆずの振興にかかる農道整備な

どを軸に十分に活用いたしました。しかし、今後は、国の財政上から考えても、これまでのように重点的に工事を行うことは、非常に厳しくなることが予想されます。

健全な財政運営をモットーに、ソフト・ハード両事業共に事業の目的意識をしっかりと持ち、鋭意必要な精査を行ったうえで、各事業に取り組みなければならぬと考えています。

このほか主要な事項について報告いたします。

#### ■保健福祉関係について

高齢者福祉政策の要として取り組んでいる「あつたかふれあいセンター事業」は、12月末現在で延べ2,502人の方にご利用いただいています。

先月22日の高知新聞一面で本村のあつたかふれあいセンター事業の取り組みが、高齢者のひきこもりを防ぐとともに集いの場へ参加することが楽しみとなっていることや事業継続を判断したことなどが紹介されたことはご存じのことと思います。

紙面でも取り上げていただいたように、本事業は、高齢者の生活環境向上へ目に見える成果があったことから、ここ3年間の取り組みを検証し、見えてきた課題を整理・検討、現在策定中の北川村地域福祉計画に反映させ、内容の充実を図るようにしています。平成24年度から新たな展開を迎える本事業により、今後の高齢者福祉施策を拡充し、住みよい村づくりを目指してまいります。

また、県が実施しようとしている集落活動センター事業とは少し異なりますが、地域に即した活動を加茂地区にて社会福祉協議会が軸となり実施する意向である旨聞いております。この動向も見守り、村としては集落活動がどうあるべき

か検討、整理するように準備を進めてまいります。

#### ■環境衛生関係について

ゴミ収集箱の各地区への設置については、順調に進んでおり、3月末には本年度要望があった20カ所全ての設置を終える見込みです。

#### ■第1次産業の振興

北川村ゆず振興ビジョンの目標である「ゆず農家の所得向上」については、もっと積極的に対策を講じなければならぬと指示しておりましたところ、これを実現するためには生産者の組織であるゆず部北川支部の中に青果研究会（仮称）を立ち上げ、青果が全体を引っ張らなければならないということと一致。先月開催したゆず地域座談会にてそれらの説明を行い、24日に設立の発起会が開かれています。

また、平成19年度に試験場から頂いた苗が、ようやく実をつけるようになりました。農業振興センターの技術協力・支援も受け、母樹の育成・選抜を行い、母樹認定を行ったうえ、生産者へ提供できるように努め、行政といたしましては、青果研究会の意見を聞かせていただき、生産者、農協、行政が一体となってゆず農家の所得向上にむけ、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、輸出につきましては、本年度シンガポールへ490QBを出荷、フランスでは、昨年6月に県の主催で行われた「高知県産ゆず賞味会」をきっかけにゆずの評価が上がり、青果での輸出ができないかというお話が届いているとお聞きしております。これが実現しますと日本で初めてということになります。この件につきましても、高知県では農林水産省に対し、村は国会議員の先生方に要望活動

を行っており、乗り越えなければならぬ課題はたくさんあると思いが、ぜひ、成就していただきたいと期待しています。

このように、輸出につきましても、これまで取り組んできた地道な取り組みが少しずつ形になって現れてきているように感じています。今後も、国内の販売共々、着実に進められるよう、行政としても、これまで同様、国際見本市等への出展経費の助成をはじめ、精いっぱい、支援協力をしてまいりたいと考えております。

そして、北川村ゆず振興ビジョンにつきましても、平成24年度に、ゆず部会等とともに第3次のビジョンを策定してまいります。

### ■観光の振興

高知県全体で見ますと、NHKの龍馬伝放送を契機に県が主体となり全県的なイベントを「土佐・龍馬であい博」「志国高知・龍馬ふるさと博」と2年続けて開催しております。この間、村の各施設も連携し取り組んできたことにより一定の成果は出ているものと考えています。本年度は、夏休み前後の台風災害等により苦戦をした部分もありますが、集客見込みは、中岡慎太郎館10,000人(対前年度比39%)、モネの庭59,400人(対前年度比112%)、北川村温泉25,200人(対前年度比87%)となっています。

平成24年度に向け、先週4日には観光協会主催で「モネの庭」を会場とし、村内の多くの方々のご協力の下、村としては、初めての「観光びらき」を盛大に開催することができました。雨天にもかかわらず800人を超える来場者がありましたことは、関係各位のご支援・ご協力があったこととす。ご支援・ご協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

県においては、平成24年度は「魅力ある観光地づくりの支援」に重点を置いた取り組みをされるとお聞きをしておりますので、県の施策を活用しながら、観光協会と連携して、観光資源を十分に活用し、観光振興に取り組んでまいります。

また、小島地区における新たな温泉の掘削については、先月23日に開催された高知県環境審議会温泉部会で、村が申請しておりました動力装置の申請が審議され、申請どおり許可されました。今後、許可に基づき水中ポンプ、受水槽、ガス分離装置、給水ポンプの設置を進め、温泉採取許可、温泉利用許可の手続きを経て温泉の利用開始に向けて取り組んでまいります。

### ■学校関係

来年度、小学校2・3年生が複式学級での編制となるため、保護者との懇談会や講師を招聘しての模擬授業、1年生の担任による複式公開授業を行うなど、複式学級での指導に向けた授業研究に努めてまいります。

複式学級の授業は、教員がしっかりと準備を行い、教員が直接教える場面と児童たちが自ら考え学習を進める場面を効果的に組み合わせることが必要となります。

公開授業の参観報告を受け、毎時限の授業準備を行うことを考えると心配なこともありますが、「子どもたちが自分の思いや考えを進んで表現する」、「自ら考え課題を解決しようとする」力の育成に努めていただけるよう、校長先生の指導と先生方の努力に期待したいと思っております。

### ■社会教育関係

家庭や地域の教育力の充実を目指し、2月17日に親育ち支援事業として、「支

援の必要な子どもとの繋がり」と題し、小中学生の6%以上が該当すると言われる、自閉症などの発達障害に対する偏見や誤解のない地域づくりを進める講演会を開催いたしました。

発達障害に対する社会の認知度は極めて低く、わがままな育て方や家庭環境の問題が原因とされていることが少なくありません。講師の先生からは、児童デイサービスなどの体験談をおして、障害の特性や接し方、周囲の支援の在り方など早期発見・早期養育の重要性等についてご教授いただき大変有意義な講演会となりました。

障害に気付かない、あるいは気付いていても適切な支援を受けることができないと失敗などの経験がどうしても多くなり、「自分は何をやっても駄目だ」などと自尊心の低下につながり、年齢が上になって生活の場が変化するにつれて困難は増していく傾向にあります。また、そういった大人世代が増加しています。厚生労働省が公表している「ひきこもり支援ガイドライン」の中でも、引きこもる要因の第1位に挙げられているのが「発達障害」です。

早期発見、早期からの対応を行うことで、対応能力や社会性を向上させることが可能と聞いています。来年度以降についても、子どもとのふれあいやしつけ、生活習慣の確立などをテーマに講演会を企画し、また、児童福祉とも連携できる部分については連携を図り、子育てに不安をお持ちの保護者の支援に努めてまいります。

### ■中岡慎太郎関係

本年度の集客は、2月末現在で9,691人となっており、目標の1万人を何とか達成できそうな状況です。ここまで健闘をできていますことは、ひとえに中岡慎太郎先生顕彰会をはじめとする関係

団体や地域住民の方々のご支援・ご協力のたまものと感謝申し上げます。

現在、中岡慎太郎館では「収蔵品展」を3月26日まで開催中ですので、ぜひ観覧いただけますようお願いいたします。

来年度は、さらなる魅力ある事業運営に努め、「季節」ごとの企画展及び解説会「子ども歴史教室」「学校等への出前講座」「一般向け歴史講座」などを開催することとしております。

また、平成6年以来的の全面葺き替えを行ってまいりました慎太郎生家の茅葺き屋根の葺き替え工事は、1月末日をもって完了いたしました。その後、天井板や縁側などの内部の改修に着手しており、3月21日の完成を目指しています。

### ■広域連合関係

#### △消防V

本年度の重要案件である消防庁舎建設の推進につきましては、建設用地の測量がほぼ完了し、造成工事に向けた設計等の事務作業を進めているところです。現在、進めております設計作業等の年度内完了が難しく、繰り越しによる事業実施がやむを得ない状況となっております。また、それに合わせて、造成工事については、本年度予算の減額補正を行い、平成24年度当初予算に、改めて計上することとしてまいります。

2月末における管内での火災発生件数は8件(安田町3件、田野町1件、奈半利町2件、北川村1件、馬路村1件)であります。

春の全国火災予防運動期間に、各消防団や消防本部による火災予防の呼びかけを行うなど、火災予防の啓発に一層努めることとしてまいります。

救急業務につきましても、前年度は猛暑等の影響から急病者の増加が見られましたが、本年度は前年同期に比べ、出動件数60件、搬送者数59人の減少となっております。

いまずが、搬送者に占める65歳以上の割合が年々増加する状況にあり、現在の実績で高齢者の構成比が約70%となっております。

なお、消防ポンプ自動車の購入につきましては、今月2日に納品検査を終え、消防署に配備し、消防力の充実強化を図っております。

### △介護保険

介護保険業務につきましては、現在までの運営状況としては、11月末での被保険者数が4,494人（うち、要介護・要支援認定者数82人、居宅サービス利用者数は47人、施設サービスの利用者数18人）となっております。

介護給付費につきましては、11月までの実績で、月平均97,677千円（対前年比103%）で推移しております。

認定審査につきましては、迅速かつ公平な介護認定を基本に、先月末までに39回の認定審査会を開催し、918件の審査を行っております。

地域包括支援センターが行っている予防給付のケアマネジメント業務につきましては、1月末での要支援認定者数18人に対し、10件（居宅介護支援事業所委託分14件、包括支援センター作成分9件）の介護予防支援計画を作成しております。

また、「第5期介護保険事業計画」につきましては、平成24年度から平成26年度までの中芸地域の介護保険事業、介護予防事業等の指針となる3カ年計画として、2月末に計画策定を終えております。

### △火葬場

火葬場の本年度利用につきましては、2月末現在では昨年とほぼ同数の226件（管内189件、管外37件）の火葬実績となっております。

今後におきましても、適切な火葬業務はもとより、業務の特殊性に配慮した管

理運営に努めていくこととしております。

### △保健福祉

現在、専門的な相談支援業務等を委託しているNPO法人による中芸地区での相談事業所の設置が4月に予定されており、さらに身近に相談できる体制が整うことから、母子保健と併せて、法改正に伴い児童福祉法に移行する発達障害関連事業などの充実を図ることとしています。

がん検診につきましては、各種の検診が微増の状況にとどまる中、乳がん検診で100人以上の増加実績となったことから、現在、策定中の健康増進計画に合わせ、さらに受診啓発を進めることとしております。なお、肺がん検診につきましては、新年度から撮影フィルムのデジタル化に伴い、対象者の個人コードが必要となつてきますが、連合内で5町村の住基システムが連動していないことから、今後の検討が必要となっております。

また、町村で実施している特定健診後の動機付け支援、積極的支援といった特定保健指導について、継続した支援体制に課題が見えてきたことから、今後、受診期間の拡大とも合わせ、町村とともに検討を進めることとしています。

障害保健福祉業務につきましては、障害者計画及び障害福祉計画の策定について、この2月に策定が完了。障害者計画は、今後6年間、障害福祉計画は、3年間の計画として、その基本目標などを、今後の障害者施策に反映させていくこととしております。

また、まちの応援団の活動として、去る1月に2回目の交流会を開催したところ、200人を超す幅広い参加者があり、今後も、地域に根ざした活動として、取り組んでいきたいと考えています。

### △広域観光

広域的な観光業務につきましては、その中心的な組織となる観光協議会の設立

に向け、県の地域づくり支援課の協力も得ながら、商工会を中心として、民間事業者などの発起人の方々により、その運営や組織体制など、設立のための準備が進められており、この3月末には、設立総会を開催し、4月1日から、中芸地区における総合的な観光窓口として、協議会が発足する運びとなっております。

なお、本協議会につきましては、発足後、各種の観光対策に取り組みながら、組織を構成する個人事業所、団体等の会員確保に努め、数年をめどに法人格を持った組織への移行を目指すこととしております。

### △高齢者福祉祭

平成25年10月に開催されます「第26回全国健康福祉祭こうち大会」（愛称「ねんりんピックよさこい高知2013」）におきまして、当中芸地域では、広域体育館を会場として、ふれあいスポーツ交流大会競技種目である「バウンドテニス」を5町村での共同開催することとしております。

この大会は、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として、国民体育大会同様、全国の都道府県を開催地として、毎年行われているものであります。このため、本大会の適切な運営を図るため、平成14年開催の国体成年男女バレーボール競技会と同様、広域連合内に「ねんりんピック推進課」を設置し、町村からの派遣職員により大会の準備、開催にあたることとしております。



尾崎 一マ 議員

## ：一般質問：

### 平成23年度ゆず座談会を終えて

問 平成23年度ゆず座談会が2月より村内6会場で開催された。行政としての総括的所見を問う。

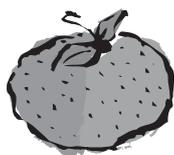
### 答 副村長

昨年度は21年度産（大豊作年度）以来の販売動向、精算額等が主たる議題の座談会であったが、今年度は農協支所、ゆず部会と協議し、「農家所得の向上」を主として座談会を開催しました。今までの果汁からより収入の得られる青果出荷に切り替えていく、そんな議論ができたことが、選定や苗の問題などの意見が聞けたと考えます。

問 その総括的所見より、この24年度行政としてどのような財政支援をしようのか。

### 答 村長

同じ課題を共有することが大事だ。よって座談会を継続すること。さらに県の農業センターより供給されている5系統の苗木を現在各農家で保育しているだけですが、母樹の選定ができたなら未確定ではあるが、それらを買取取るなどしてゆずの振興につなげていきたいと考えています。



**答 産業建設課長**

ゆずの販売促進事業費の補助金として農協に600千円計上しています。

**問** 今回の座談会でも出てきたが、21年度産が実績値キ口当たり110円で精算、22年度産はキ口当たり130円で精算したいと提出された資料にも書かれ、座談会でもそのように土佐あき農協の販売課長は説明している。22年度産、23年度産が現在全数量の50%の販売状況の中でキ口当たり110円になっている。販売課長は22年度産は130円、今年度は150円で精算したいとの発言もある。産建課長に問う、座談会でこのような発言はあったか。

**答 産建建設課長**

それは、そのような金額の話は出たように思います。

**問** 農家に戻る精算価格に説明と実状に大きく食い違いがある。村の中北部はゆずで生活されている方が多い、これは重要な問題である。農協のゆず一升当り経費が30%を超えている。農協の経費削減を指導することも行政支援と考える。座談会、総会で経費削減努力も定量的に報告されるべきだ。

農協から受け入れる実生ゆずが不足ということで村内企業が生産者から直接買付けるといふ事実があった、行政は認識しているか。

**答 村長**

認識はありました。実生ゆずは高齢化に伴い収穫が減少していて生産量が年々低下している。

**問** 企業が生産計画等から原材料を確保するのは当然のことであるが、当村が進める三位一体の振興や系統出荷を奨励してきたことを考えればそれらの対応に配慮が必要と考える。北川村産実生ゆず製

品のブランドも大切ではないか、そのようなことも行政の支援策の課題ではないか。

**答 副村長**

実生ゆずが北川村のゆず産業を牽引してきたが、昨今の産地間競争では実生ゆずでは太刀打ちできません。実生ゆずで所得向上は難しいと考えます。実生ゆずの在り方、地域の在り方については考えたい。所得向上を取り組む中で農協には改善を求めていきたいと考えます。

**問** 誘致した企業が「北川村産」ブランドの商品を販売していることを考えれば、いかにして商品の特色を活かせるのか、それがまさしく差別化だと思う。実生ゆずは他産地にはない強みではないか。たとえ少数ではあるが、「実生ゆず」を含め、総合的にゆずの振興を図り行政として農協に支援、指導が必要ではないか。

**観光振興と村観光協会の事業活動について**

**問** 中芸広域で進める観光組織と村観光協会の役割について所見を問う。

**答 村長**

中芸広域観光協議会が4月に正式に発足します。村の観光協会との役割については一言で言うと各町村の観光協会との連絡調整を協議会がするということです。

**問** 観光を産業として育てるには、それら資源を商品としてどう確立するかに懸かっている。観光は資源があるだけでは成立しないことをあえて指摘する。そこで具体的に商品にするには次の3点を提案する。

- 一、見せていく努力
- 資源をお客様が来てみて感動してもらえるように整備する。

二、お客様を集める努力  
広報であったり、受入れる人たちのおもてなしの技術。

三、お金を落とさせる努力  
お土産品を作るなり、買ってもらう物や、宿泊や遊び（体験）を考え提供する。  
この3つの要素が必要と考えるがその所見を問う。

**答 村長**

観光は資源がなくては成り立ちません。色々なパッケージが必要だが、現実に具体的にできていない。今後は観光協会を進めていくべきであろうと考えます。

**問** 観光産業が成立するヒントは先ほど指摘した。一昨年の森林鉄道の実績や旅行会社の本音と実状も紹介した。中芸広域で観光を本気で取り組むなら専門家を含め多くの経験者の意見を聞いて観光振興と村の観光協会の事業化を進めていただきたい。

**雇用関連事業の執行状況と24年度への継続見通しについて**

**問** 国の進める雇用関連事業が当村は産建課関係で9件、教育委員会関係が4件、住民課関係が2件、総務課関係が1件、合計16件あり、村内の雇用者が約7人であったが、このうち24年度へ継続できない事業は何件あるか。

**答 産建建設課長**

当課では2件。1件は継続する仕組みが作れなかった、もう1件は当初目的は達成できなかったため継続しませんでした。

**答 教育次長**

1件あります。これはこの3年間取り組んだが3年度に通常雇用するだけの財

政基盤が築けず、その団体より事業継続の辞退があり打ち切りとなりました。

**問** 産建関係の2件は受託先の団体が組織として成立していることで目的は達成できたと考えられるが、教育委員会の1件の受託先の中岡慎太郎顕彰会の事業打ち切りは残念だ。ここは補助事業ではなく、委託事業であり3年間の活動費を100%援助することで自立を目指すのが目標である、目標設定に対して達成度合いを定量的に捉えることが必要ではないか。

**答 村長**

補助、支援を受ける組織団体の性質により、そのありさまは考える必要がある。顕彰会は利益をモットーにする組織ではないと考える。しかしながらそういった努力も当然していくべきとも考えます。

補助、支援については財政も厳しいなかよく精査して取り組みたいと考えます。

**問** 顕彰会の活動は利益追求ではないが、会員数の拡大やせっかく揃えた商品は継続して販売し、組織の活動資金として留保していくことが重要ではないか。慎太郎先生の顕彰と経済活動を併せてやるのが求められるのではないか。

24年度は昨年より1,000千円多く財政支援をしている。補助事業の趣旨、目的を逸脱するようなことがないように取り組んでほしい。議会としても応援していきたいと考える。

**集落の維持機能のための対応と対策について**

**問** 少子・高齢化が加速する当村において集落の維持について様々な対策が政策として推進されているが今後の対応について所見を問う。

答 村長

高齢化・過疎化が進む中、現在は社協を中心として対応しているが、県が進める中山間対策事業と連携して、地域が再生とまではいかないにしても、維持、向上を考えていきたいと思えます。議員各位の意見もお聞きし、近々協議の場を持ちたいと考えます。

問 県の中山間対策の推移と並行して、当村でもその将来像を考えていかなければならないが、福祉サービスを委託する社協にだけ頼るのではなく、抜本的な対策を従来の発想ではなく考えていく必要がある。例えば和田、小島と小さな集落単位ではなく和田、小島、平鍋くらいを一つの集落と捉えるような単位で、その内容も福祉行政だけでなく特産品作りや観光交流なども支援し生活を支えることや、救急救命の拠点という位置付けを認識していくことも大切だ。

具休例で問うが、中北部の人たちにおいては日常の買い回りに苦労する方がいる、生協などその対策で対応できないか。

答 村長

日常の買い回り等について、その現状は理解している。災害時の生協との間には協定ができていたが、今後このような日常の買い回り品等にも対応できるように考えていきたいと思えます。

議案審議

中芸広域連合規約の一部を変更する規約について

全員賛成（可決）

字区域の変更及び字名の訂正について

全員賛成（可決）

北川村「モネの庭」マルモッタンの指定管理者の指定について

全員賛成（可決）

土地改良事業の施行について

和田地区において、土地改良事業を施行することについて議決を求めるものです。

全員賛成（可決）

あったかふれあいセンター基金条例の制定について

全員賛成（可決）

北川村社会福祉法人の助成に関する条例の制定について

全員賛成（可決）

村税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

村税条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

平成23年度北川村一般会計補正予算（第5号）について

歳入歳出それぞれ、20、460千円を増額し、予算総額を、2、567、770千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成23年度北川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出それぞれ、6、225千円を増額し、予算総額を、283、487千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成23年度北川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

翌年度に繰り越しして使用できる経費を、140千円と定めるものです。

全員賛成（可決）

平成23年度北川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ、864千円を減額し、予算総額を、27、491千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村一般会計予算について

歳入歳出予算の総額を、1、670、719千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村代替輸送特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を22、215千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村国民健康保険特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を280、175千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村簡易水道特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を17、422千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村介護保険サービス事業特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を3、433千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を28、838千円とするものです。

全員賛成（可決）



# 中岡慎太郎先生顕彰会だより



## 1. 174回目の生誕祭・バンド演奏・屋根落成「もち投げ」を行う

4月13日(金)は中岡慎太郎先生の誕生日でした。今年も13日に174回目の生誕祭、村内外の来客への「もてなし」、バンド「崖っぷち」演奏と屋根落成の「もち投げ」を行い、約250人の来客で生家周辺がにぎわいました。



174回目生誕祭



生家で「もてなし」



「崖っぷち」の演奏



落成の「もち投げ」

## 2. 平成24年度定期総会開催、濱渦光雄氏表彰

平成24年度定期総会を4月21日(土)午後2時より柏木の交流センターで行い、24年度の方針や予算が承認されました。また永年功労で濱渦光雄氏を表彰しました。



平成24年度定期総会



濱渦光雄氏を表彰

## 3. 家族連れで楽しんだ「幕末村」

恒例の中岡慎太郎先生顕彰会開催「幕末村」を4月28日(土)に行いました。天候にも恵まれ村内外約100人が訪れて「抹茶体験」「ポン菓子」「和弓体験」を楽しみました。



抹茶体験



ポン菓子販売



家族連れで和弓体験



館前の草引き

## 4. 生家周辺整備活動

GWに訪れるお客様が気持ちよく過ごされることや、「幕末村」イベントに向けた恒例の「生家周辺整備活動」を4月21日(土)の午前8時から2時間かけて行い、生家周辺をきれいにしました。



遺髪墓地清掃



銅像下斜面草刈り

### 中岡慎太郎先生顕彰会事務局から

〇GW中の中岡慎太郎先生顕彰会事務所へのお客様は、8日間で457人でした。事務所へは1日平均約57人のお客様でにぎわいました。北は北海道・東北から、西は九州・山口等から熱心な慎太郎ファンが訪ねてきました。

中岡慎太郎先生顕彰会事務局 ☎38-2413



例年ですと、6月中旬に  
熱帯性スイレンの  
開花が始まります。



## 夏「はな」時間

# モネの庭からの お知らせ



はな  
8月、少し早いAM8:07に開園。  
夏の朝はスイレンが美しい季節、モネ  
の庭でお散歩はいかがですか？

【8月開園時間】  
AM8:07~夕暮れ  
※お庭以外の施設はAM9:00オープン  
※レストランは夜の営業を致します。



### 【お問い合わせ】

北川村「モネの庭」マルモッタ  
〒781-6441  
高知県安芸郡北川村野友甲1100番地  
☎0887-32-1233  
FAX 0887-32-1243



Jardin de Monet Marmottan au Village de Kitagawa

## 観光協会からのお知らせ

こんにちは。観光協会の松本です。

ゴールデンウィークが過ぎ、世間一般的には春の観光シーズンも落ち着きを見せている頃なのですが、北川村では「モネの庭」の青い睡蓮が美しい姿を見せる時期になりますので観光協会ではPRにさらに力を入れなければ!!と思っています。今年「モネの庭」では新しく様々な企画や催しを開催しているんですよ。睡蓮は朝の早い時間に開花して、お昼過ぎ頃から花を閉じてしまうので、5月と8月は開園時間を2時間ほど早めてみたり、いろんなジャンルのアーティストを招いてのライブやパフォーマンスを企画してみたり。季節の花のフェアや作品展などなど。「モネの庭」だけではなく、中岡慎太郎館も企画展を途切れなく開催しています。5月末まで開催の【天誅】は高知市内でのチラシ配布の際、興味を持って色々質問して下さる方が思いの外多くてかなり嬉しかったです。

北川村温泉では地産産の新鮮な野菜と鶏肉、ゆずダレを使った新しい丼メニューを売り出そうとしています。先に試食させてもらいましたが、これ、かなりおいしいですよ!!

各施設の頑張りを村外に向けて強力にPRしていくのが観光協会の仕事なのでもちろん、さらに頑張っ活動していきますが、村民の皆さんにも応援していただくと心強いです。今よりも少しだけ各施設の活動を知っていただくと嬉しいです。私も村外だけではなく村内へ向けての情報発信をもっと頻繁にしていこうと思っています。よろしくお願ひします。

## 人権相談所 開設の

ご案内

### 今回の開催日

日時 6月1日(金)  
午前10時~午後3時  
場所 北川村総合保健福祉  
センター 相談室

## ■高知県からのお知らせ

第2期高知県産業振興計画がスタートしました。「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志をもって働ける高知県」の実現を目指し、官民協働で取り組みを進めます。

### 土佐の産業おこし参加プラン募集中心(6月29日まで)

- 応募できる方: 県内の民間事業者
  - 募集するプラン: 新たな事業展開に挑戦する事業者の取り組み
  - 応募いただいたプランの取り扱い  
・県のホームページ等を通じたプランの公表  
・各プランに応じた県の各種支援策の紹介
- ※詳細については、県計画推進課ホームページでご確認ください。

高知県産業振興推進部 計画推進課  
<http://www.pref.kochi.jp/soshiki/120801/>  
☎088-8223-9334

# 北川村の給与・定員管理・福利厚生等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	1,458人	2,922,074千円	47,849千円	314,347千円	10.8%	11.4%

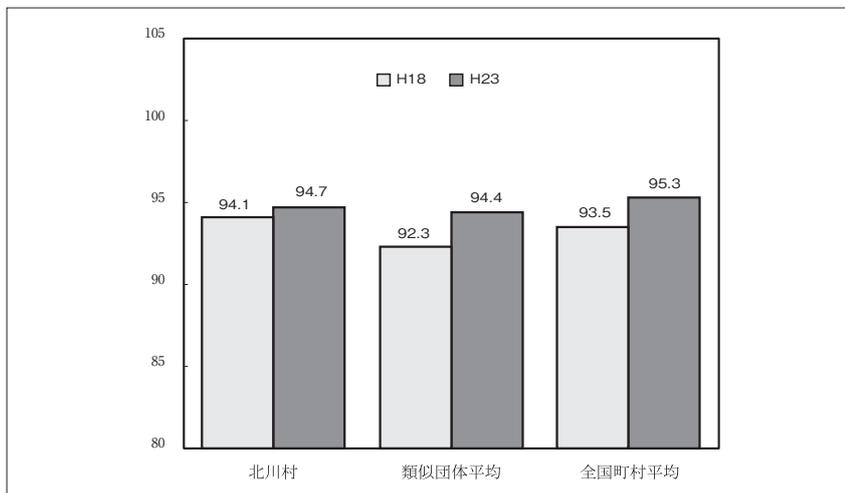
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
22年度	42人	122,940千円	13,087千円	38,387千円	174,414千円	4,153千円	5,523千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900
最高号給の給料月額	244,000	309,500	356,700	390,400	402,800	424,900

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北川村	37.1歳	274,600円	327,624円	291,550円
高知県	43.9歳	338,188円	392,642円	358,338円
国	42.3歳	327,205円	397,723円	— 円
類似団体	42.7歳	312,748円	361,552円	342,278円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		北川村	高知県	国
一般行政職	大学卒	161,900円	172,500円	161,600円
	高校卒	140,400円	140,400円	140,100円
技能労務職	高校卒	125,400円	142,200円	- 円
	中学卒	- 円	129,500円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

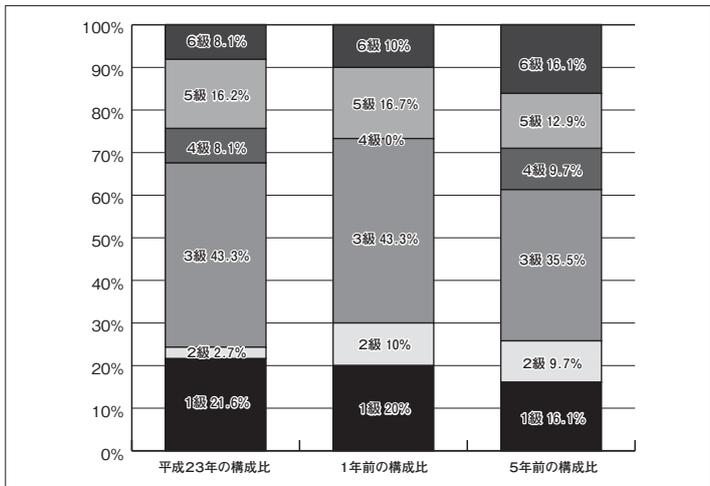
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	226,700円	278,650円	337,026円
	高校卒	218,900円	249,100円	273,900円
技能労務職	高校卒	223,800円	263,700円	- 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	8人	21.6%
2級	主任主事	1人	2.7%
3級	主幹	16人	43.3%
4級	主監・係長	3人	8.1%
5級	課長補佐・教育次長・議会議務局長	6人	16.2%
6級	課長・会計管理者	3人	8.1%

(注) 1 北川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況  
未実施

(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。  
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北川村		高知県		国	
1人当たり平均支給額 (22年度)		1,063千円		1,687千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分 (1.4月分)	1.30月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.4月分)	1.40月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.50月分 (0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

北川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	なし	)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	12,955千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	5,242千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	146千円
支給実績 (21年度決算)	5,234千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	154千円

(4) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで6,000円 扶養親族でない配偶者を有する職員の1人 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳に達する年の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同	—	4,805千円	200,242円
住居手当	1. 借家、借間居住者 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円以上55,000円未満 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 支給限度額 27,000円 2. 単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 1. の1/2 3. 単身赴任手当受給者で配偶者のない扶養手当支給対象の子の借家、借間 制度なし	同 同 異	4. 単身赴任手当受給者で配偶者のない扶養手当支給対象の子の借家借間 1. の1/2	1,524千円	254,000円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 定期券等の価格による一括支給、最高限度額55,000円 2. 自動車等利用者 片道2km以上から60km以上までの細分化、最高支給限度額24,500円	同	—	824千円	43,336円
管理職手当	課長及び相当職に当たる職員 24,600円	異	定額化	1,180千円	295,200円
休日勤務手当	休日法による休日及び年末年始の休日等に勤務した時間 1時間当たりの給与額 × 135/100	同	—	60千円	1,666円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 23,000円	同	—	—千円	—円

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区分	給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	村 長 698,000円	828,000円/280,000円
	副 村 長 607,000円	667,000円/299,000円
報酬	議 長 236,000円	307,000円/150,000円
	副 議 長 191,000円	251,000円/119,000円
	議 員 163,000円	228,000円/100,000円
期末手当	(22年度支給割合) 村 長 2.75月分 副 村 長 加算措置 有	
	(22年度支給割合) 議 長 2.75月分 副 議 長 加算措置 有	
退職手当	(算定方式)	(支給時期)
	村 長 給料月額698,000円 × 500/100 × 任期4年 副 村 長 給料月額607,000円 × 300/100 × 任期4年	任期ごと 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

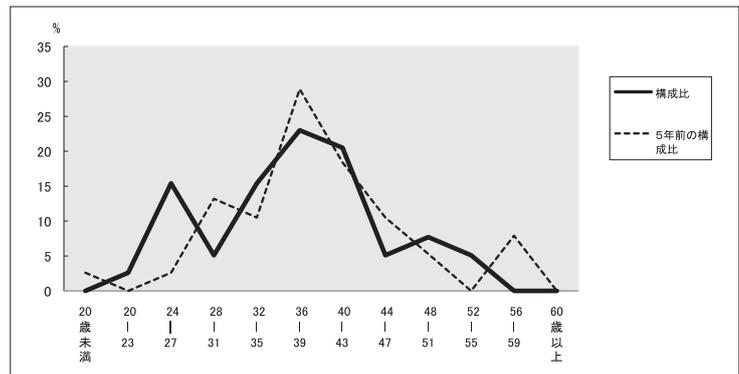
## 7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	1  △1	人づくり広域連合へ派遣
		総務	10	11		
		税務	2	2		
		農林水産	8	7		
		商工	0	0		
		土木	1	1		
		民生衛生	9	9		
計	33	33	0	<参考>人口1,000人当たり職員数 22.63人 類似団体の人口1,000人当たり職員数 16.51人		
	教育部門	6	6			
	小計	39	39	0	<参考>人口1,000人当たり職員数 26.74人 類似団体の人口1,000人当たり職員数 19.83人	
公営企業等会計部門	その他	1	1			
	小計	1	1	0		
合計		40 [ 50 ]	40 [ 50 ]	0 [ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	6人	2人	6人	9人	8人	2人	3人	2人	0人	0人	39人

(3) 職員数の推移

部門	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	34	32	33	32	33	33	△1 (△2.9%)
教育	6	6	6	6	6	6	0 (0.0%)
公営企業等会計	1	1	1	1	1	1	0 (0.0%)
総合計	41	39	40	39	40	40	△1 (△2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 8 福利厚生状況

(1) 健康診断の実施 (平成22年度)

健康診断受診者 4人  
人間ドック受診者数 29人

(2) 互助会等

加入団体 (財) 高知県市町村職員互助会 加入職員数 42人  
年間互助会費 職員負担 843千円 村負担 843千円

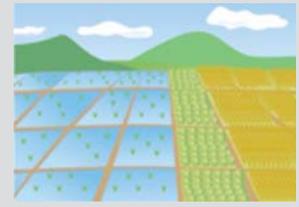
主な事業としては人間ドックの助成・施設利用助成等を行っており、今年度は下記のとおりです。

人間ドック助成: 30歳以上の組合員 12,000円 30歳未満の組合員 6,000円  
30歳以上の被扶養者 23,500円 30歳未満の組合員 21,500円  
施設利用: 2件利用 助成金 2,000円×2件=4,000円

# 皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか

## (人・農地プラン／新規就農／農地集積)

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。  
皆さんの地域ではいかがでしょうか？  
地域の皆さんで話し合ってプランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決しましょう。  
プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。



### 1. 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆集落・地域における話し合いによって、

- ◎今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

などを決めていただきます。



#### 〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアとすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加してください。

### 2. 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆人・農地プランに位置付けられると、

- ◎青年就農給付金（経営開始型）  
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

といった支援を受けることができます。

#### 〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※検討会のメンバーの概ね3割は女性
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市町村が人・農地プランとして正式決定します。

### 3. 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。  
必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。  
一旦プランを決めても、

- ◎新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。



## ダム放流にご注意！



- ▶ 今年も間もなく、梅雨入り・前線の通過・台風を迎える時期となり、奈半利川上流域では集中豪雨が頻繁に発生します。
- ▶ 水量の増加に伴って、上流の魚梁瀬ダム・久木ダム・平鍋ダムには大量の水が流れ込み、溜めきれない水はダムから放流することがあります。
- ▶ ダムから放流するときは、スピーカーで放送したのちサイレンを2回鳴らします。また、放流中は回転灯が回り電光板で表示しますので、川に入られる方は十分ご注意ください。
- ▶ 発電使用水量などのお問い合わせは「電源開発テレホンサービス」をご利用ください。(☎38-2525)
- ▶ フリーダイヤルを開設しました。(☎0120-780328)

吹鳴 60秒      休止 30秒      吹鳴 60秒

電源開発株式会社高知電力所 ☎38-4003

## 新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに農業を始めたいと考えている皆さんを支援します。

### 自ら独立して農業を開始する方

#### 青年就農給付金（経営開始型）

農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

【給付額】150万円／年  
（最長5年間）

農業を始めてから経営が安定するまでの方で以下の要件を全て満たす方（※1）

- ①原則として45歳未満で独立・自営就農する方（※2）
- ②就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方（見込みも可）
- ③就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方
- ④就農5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な経営開始計画を作成する。
- ⑤生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。

※1：農家子弟の方でも、

- ア 親とは別の経営をする場合
- イ 親の経営から部門を独立させる場合
- ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合は、その時点から給付対象となります。

### 就農のための研修を行う方

#### 高知県新規就農研修支援事業 （青年就農給付金（準備型））

農業技術の研修中に給付金を給付します。

【給付額】180万円以内／年  
（最長2年間）

県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ①4月1日現在で15歳以上65歳未満の方
- ②研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③研修終了後1年以内県内に就農する方

※2：独立・自営就農とは、以下の要件を満たすものです。

- ・農地の所有権または利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主である。
- ・主要な機械、施設を給付対象者が所有または借りている。
- ・生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷、取引する。
- ・給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

## 農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

#### 【交付対象者】

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置付けられる中心経営体への農地集積に協力していただく

- ①土地利用型農業から経営転換する農業者
- ②リタイアする農業者
- ③農地の相続人

#### 経営転換協力金

【貸付等を行う面積】

0.5ha以下

0.5ha超2.0ha以下

2.0ha超

【交付単価】

: 30万円／戸

: 50万円／戸

: 70万円／戸

#### お問い合わせ先

1. 北川村産業建設課 ☎0887-32-1221
2. 安芸農業振興センター ☎0887-34-0138
3. 高知県農地・担い手対策課 ☎088-821-4512



## 人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設、デパート等において、家庭や職場、地域社会などにおける差別・セクハラ・DV・いじめ等における人権問題に関するあらゆる相談を受けています。一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。なお、現在、高知県内では約180人の人権擁護委員が、各地域で活動しています。

平成24年6月1日（金）には、県内各地域で「全国一斉特設人権相談所」を開設します。お問い合わせは、最寄りの人権擁護委員または法務局まで、お尋ねください。

北川村の人権擁護委員は、次の方々です。

西岡 和さん・阿部 康彦さん

お知らせ

四国一斉12時間

電話相談

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、12時間電話相談を実施します。

- 1、実施期間 平成24年6月1日（金）
- 2、時間 午前9時から午後9時まで  
（しこく なやみなし）
- 3、電話番号 0120-459-737
- 4、取扱内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭及び近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談
- 5、その他 相談は無料、秘密は厳守します

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の生活や障害、死亡などしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

しもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期限内に納めましょう！（納期は翌月末です。納期から2年を経過すると時効により納められなくなります。）

### 国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な方は市（区）町村の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付（3/4、1/2、1/4）になります。	30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。	学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

★ 保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、お近くの年金事務所までご相談ください。



主催：高知新聞社・RKC高知放送・高知新聞社会福祉事業団

## 「第55回金婚夫婦祝福式典」について

**資格** 昭和37年1月1日から同年12月31日までに婚姻届けをしている高知県在住のご夫婦（それ以前の届け出でも初めて申し込む方は可）。  
※事情により婚姻届け出が遅れた方は係にご相談ください。

**申し込み方法** ご夫婦の戸籍抄本（婚姻届の年月日・生年月日の記入あるもの、謄本でも可）と便箋に①氏名（ふりがな）、②年齢、③職業、④郵便番号、⑤住所、⑥電話番号、⑦結婚記念日を明記し、〒780-8666（住所不要）株高知新聞企業事業企画部「金婚式」係あてに郵送またはご持参ください。

**申し込み期限** 6月25日（月）まで（必着）

**式典日時** 9月1日（土）午後2時開始  
**会場** 安芸市ホテルタマイ  
**行事** 関係各位からご祝辞をいただき、祝辞状やおよこびの品々を贈呈して祝福します。

**参加者への通知** 8月中旬ごろ直接ハガキでご案内します。

### ※個人情報の取り扱いに関して

応募の際に記入いただいた個人情報は、高知新聞紙面での氏名・市町村名の紹介、運営上の管理および本人への連絡の用途に限り利用いたします。

### お問い合わせ先

高知市本町3丁目2-15  
株高知新聞企業 事業企画部内「金婚式」係  
☎ 088-825-4328  
FAX 088-825-4323



## 北川村合併処理浄化槽設置整備事業について

私たちの身近な生活環境や、川や海などの自然を守るため、生活排水などの汚水はきれいな水にすることが大切です。このため北川村では、し尿や生活雑排水をきれいにする、『合併処理浄化槽』の設置を推進しており、その費用の一部を補助しています。

設置をご検討されている方は、早めに北川村役場住民課へご相談ください。

**お問い合わせ先** 北川村役場 住民課 環境衛生係 ☎ (8)32-1214

# 保健だより

6月4日から10日までは、歯の衛生週間です。

「おいしく食べる」「会話を楽しむ」など、豊かに楽しく、健康な日常生活を送るためには、歯は欠かせません。

子どもの頃から、いくつになっても、歯とお口の健康に関心を持ち、歯周病や虫歯の予防、早期発見・早期治療することが大切です。

## ✦歯を失う原因となる歯周病と虫歯✦

### ・歯周病の原因

#### ◆歯周病菌

⇒歯周病菌の正体は、細菌のかたまり、プラーク（歯垢）です。口の中には、たくさんの細菌がすんでいます。きちんと歯を磨かないと、実は肛門よりも細菌が増えてしまいます。

#### ◆歯ならびの悪さ、つめ物・かぶせ物の不適合

⇒歯の磨き残しが多くなってしまいますので、歯を磨くときには気をつけましょう。

#### ◆タバコ

⇒ニコチンが血流を悪くし、身体の抵抗力を下げます。喫煙していない人より、喫煙している人の方が、2倍以上、歯周病になりやすいと言われています。

#### ◆免疫力が低下したとき

⇒糖尿病の方、風邪をひいたとき、ストレスが過多なときなど免疫力が低下します。

とくに、糖尿病の場合、血管が傷つきやすくなっているので、歯周病が悪化しやすくなります。

### ・虫歯の原因

#### ◆虫歯菌

⇒歯の表面についた、プラーク（歯垢）に、虫歯菌が集まります。

#### ◆甘いもの

⇒虫歯菌は糖をエサにして、酸で歯を溶かしていきます。

### こんな症状に注意!!

- ・歯が痛む、しみる、動く。
- ・歯ぐきのはれ、血がでる、うみがでる。
- ・つめ物、かぶせ物がとれた。
- ・歯が欠けた、折れた。
- ・入れ歯の異変（痛む、合わない）。
- ・口臭が気になる。
- ・口が開きにくい。

歯周病や虫歯予防のために、しっかり歯磨きを行い、生活習慣にも気をつけましょう。

## ✦歯とお口の異変を、早期発見・早期治療するために✦

定期的に歯科健診を受けましょう！

歯や歯ぐき、舌のチェックをしてもらいましょう。

また磨き残して、とれなくなった歯垢は、歯科で取り除いてもらいましょう。

そして正しいブラッシング指導もうけて、日々実践しましょう。

歯とお口の手入れと、生活習慣に気をつけ、そして定期的な歯科健診で  
いつまでも歯とお口の健康を守りましょう!!



## 短歌教室

田村猪世子

モネよりの生徒次第に背を伸べて  
小さき子等をいたわりて行く

社城 芳子

また一つ癒しの刻がふえました  
ヒナどり五羽と話すたのしみ

大西 豊

桜咲き思いははせる軍隊の  
ぼんだの桜歌いし行軍

飛崎 幸子

山桜山そめ咲きて春うらら  
風にさそわれ散る美しさ

浜渦美恵子

遊歩道登りて行けば新緑の  
光の中にモネ沈みおり

## ご冥福をお祈りします

氏名 年齢 地区 死亡月日

前田 賢助	西尾 武男	82歳	野友東郷	3月29日
	91歳	小島		3月28日

みどり保育園



# PHOTO通信



**タマネギ収穫**  
5月8日(火)



**フッ素洗口**  
5月2日(水)



**カレーパーティ**  
5月11日(金)



## 行事予定表

事業	実施年月日	実施時間	実施場所・引き取り場所
乳児健診	6月6日(水)	4カ月、6・7カ月児 13:00～ 10カ月、12カ月児 13:15～	田野町保健センター
1歳6カ月健診	6月20日(水)	(受付)13:00～	田野町保健センター
胃がん検診	6月19日(火)	(受付)8:30～10:00	北川村保健センター
大腸がん検診(容器配布)	6月19日(火)	(受付)8:30～10:00	北川村保健センター
野友介護予防教室	6月7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)	10:00～	北川村保健センター
加茂介護予防教室	6月1日(金)・8日(金)・15日(金)・22日(金)・29日(金)	10:00～	北川村農業センター
久府付介護予防教室	6月6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水)	10:00～	北川村農村婦人の家
柏木・崎山介護予防教室	6月7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)	13:30～	柏木交流センター
野川さくら会	6月6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水)	9:30～	野川交流センター
長山せせらぎ会	6月5日(火)・12日(火)・19日(火)・26日(火)	9:30～	長山交流センター
宗ノ上介護予防教室	6月7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)	13:30～	宗ノ上集会所
中部けんこうクラブ	6月1日(金)・8日(金)・15日(金)・22日(金)・29日(金)	9:00～	小島集会所
小川ふれんど	6月14日(木)	10:30～	菅ノ上集会所
島ばら会	6月21日(木)	10:00～	北部集会所
親子ふれあい広場	毎週月・木曜日	9:00～16:00	北川村保健センター
ゆずみどり	毎週木曜日		北川村保健センター

平成24年7月2日は集合村税第1期の納期限です。お忘れなく！